

## 令和元年度2月所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年2月25日 午前9時30分～10時40分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）  
議案第5号 特定農地貸付規程の変更の承認について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭  
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之  
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美  
10番 野村 與志次 11番 石井 進 13番 本橋 与志喜  
14番 新井 祥穂 16番 福原 浩昭 17番 町田 健

欠席委員 12番 田中 唯喜 15番 小林 澄子

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号9番 山田茂美委員、10番 野村與志次委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字北新田です。地目は登記、現況ともに

畑です。面積は1,783平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は384平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されません。申請事由は申請地を買い受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

## 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局

から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字横松の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて3,337平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶものです。当該案件については新規となっておりますが、今回の受人と同世帯の方が従前から利用権設定を行っていたものです。契約期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原です。現況地目は畑で、面積は1,004平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原です。現況地目は畑で、面積は4,087平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて6,143平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道です。現況地目は畑で、面積は3,910平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,771平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

申請番号7番、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,517平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

申請番号8番、受人、渡人は議案書に記載のとおりです。所在地は糶谷です。現況地目は畑で、面積は2,355平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

以上の8件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、去年の作物を植えたままで、トンネルもそのままになっている状態です。利用状況調査においても遊休農地の対象となっております。適切に管理されているとは言えない状況と思われます。審議のほどお願

いいいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

委員： 1年間、何も耕作していない状況ですか。

委員： 何もしていない状況です。

事務局： 受人は、今まで利用権設定していた方と親子で同一世帯の農業従事者ですが、申請地の耕作はしていなかったようです。

委員： このような状況では、今回の申請は認められないのではないのでしょうか。

議長： 他に意見はありますか。意見がないようですので、申請番号1番について、今回は否決でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により否決とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

- 議長： 申請番号5番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号5番については、全会一致により決定とします。  
申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号6番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。  
申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号7番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。  
申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号8番について、意見はありますか。  
意見がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙  
手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。

#### 4 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故障）

- 議長： 「議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故  
障）」事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について（故  
障）」御説明いたします。  
申請番号1番、所在地は大字下安松字日向の3筆です。地目は登記、現況  
ともに畑です。面積は3筆合わせて2, 316平方メートルです。買取り申

し出の事由は、農業の主たる従事者の身体が不自由となり、今後の農作業継続が不可能となったことによるものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 聞き取り調査を事務局と所沢市都市計画課担当者とともに行いました。申請人は、現在、身体が不自由となり農業の継続は不可能です。故障する前までは、農業に従事していたことから当該生産緑地の主たる従事者と認められるものと考えられます。また、現地を確認したところ、適切に管理されており、証明することについては差し支えないと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。意見がないようですので、申請番号1番については証明することによろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番については証明することとします。

## 5 議案第5号 特定農地貸付規程の変更の承認について

議長： 「議案第5号 特定農地貸付規程の変更の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 特定農地貸付規程の変更の承認について」御説明いたします。

平成4年11月20日付け所農委指令第1号により承認をしました特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付規程の変更の承認の審議をいただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は向陽町の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,109平方メートルです。

この案件は、昨年の12月の総会で御審議いただいた案件ですが、その時は4筆で御審議をしていただきましたが、その後、土地所有者から1筆は自己で使いたいとの申し出があり、面積が変更になったため、今回、改めて御審議をいただくこととなります。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりました。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件を満たしているの、承認することについては差し支えないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、承認でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議 長： 申請番号1番については、全会一致により承認とします。

## 6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、15件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、3件の通知がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

池田会長職務代理者により閉会した。